



114  
A1797



小銀貨ト均シク五セント、十セント、二十  
 セント、二十五セント、五十セントノ價トナシ些少  
 ナル金高拂方而已ニ是レ用フベシ即チ  
 五セントノ紙幣ハ 五ル以上ノ拂方、用ズ  
 十セントノ紙幣ハ 十ル以上ノ拂方、用ズ  
 二十セントノ紙幣ハ 二十ル以上ノ拂方、用ズ  
 廿五セントノ紙幣ハ 廿五ル以上ノ拂方、用ズ  
 五十セントノ紙幣ハ 五十ル以上ノ拂方、用ズ  
 政府、於テ法律ヲ以テ定メタル所ハ此ノ如シト



雖モ双方請取方ト拂方トノ双方承諾ニ夕ル上ハ  
小紙幣ヲ大ナル金高ノ掛方ト用フルニ差支カ  
ルベシ  
紙幣ヘハ左件ヲ記スベシ

千八百七十年ヨリ千八百七十五年、至ルマデ  
公ノ造管借入ノ證券

五セント  
千八百七十年  
英七月一日  
英一號

(五セント以上ナラサル高紙幣)  
五セント  
千八百七十年  
英七月一日  
英一號

粗稅拂方トシテ当然政府ニ  
差出スベシ

千八百七十二年英一月一日以來日本政府此證  
票ヲ所持スル者ハノ需ニ應ジ日本通用貨幣  
五セントノ高ヲミミミミニ於テ拂ハント約ス

天皇陛下ノ政府ノ命ニテ

長官二人調印スベシ

其小紙幣ノ調印ハ之ヲ板行トシ長官ノ書スル所ノ  
真写ナルベク番号ハ英一號ヨリ英拾萬号、至リ  
拾萬ノ數毎夫々ABC等ノ文字ヲ記スベシ

紙幣ノ表面裏面ニ其<sup>一代</sup>所ノ貨幣ノ画<sup>文字</sup>及調印等<sup>記</sup>記スル  
 前文ニ記スル所ハトルラルノ分数及トルラルノ紙幣  
 而已ニアラス五トルラル十トルラル二十トルラル二十五トル  
 ラル百トルラルノ紙幣一モ適當シテ用フベシト余  
 ガ思フ所ナリ但シ此等ノ紙幣ハ小紙幣ト同時ニ  
 其<sup>之ニ</sup>日附後十八ヶ月ニ於テ拂フベシ  
 此等ノ高ノトルラル紙幣ハ法律ニ隨ヒ百トルラル以  
 上ノ高ヲ拂フニ用フベカラス  
 此等ノ紙幣ノ調印<sup>モ</sup>モ板行トスベシ

大ナル高ノ紙幣ハ五百トルラルヨリ初マリ一萬  
 トルラルニ至ルベシ即チ

- 五百トルラル
- 千トルラル
- 五千トルラル
- 一萬トルラル

此等ノ大紙幣ハ五年間拂方ヲ為スコトナク千八  
 百七十五年<sup>六月</sup>十二月三十一日ヨリ以後(若シ本年  
 六月<sup>六月</sup>七月一日ノ日附ナレバ千八百七十六年<sup>六月</sup>七月  
 三十日ヨリ拂フベシ)其拂方ヲ為スベシ但シ此大  
 紙幣ノ通用ヲ宜シカラ<sup>ル</sup>シメ日外国人日本人  
 等<sup>等</sup>女紙幣ヲ保チ及ビ<sup>女</sup>買入<sup>ラ</sup>シメントスル為メニ

百萬何ん  
ヤ不  
中

此紙幣、付利分ヲ出ス。一シ此利分ハ政府ニテ鐵  
道ノ為ニ拂フ高キ功シク百萬ニナル。一シ此利分  
ナケルハ外國ニ至リテ此大紙幣ヲ賣買スルコト  
ヲ得サル。一シ〇其利分ハ半年毎ニ之ヲ拂フベシ  
若シバンクヨリ時々其利分ヲ保證スルコトヲ時  
々公告シ能クフベキノ規則アラハ其紙幣ヲ所持  
スル者大ニ安心シ安<sup>スルヲ以テ之ヲ卑シ</sup>下<sup>ラ</sup>落ル。又ハスルコト  
ナキ豫防クコトヲ得。一シ然レトモ此等ノ事件ハ  
現今論スベキヨリモ後時ニ至リテ論スベキコト  
ナリ

此紙幣ノ利分ハ元ヨリ其紙幣ヲ若出シタル者ハ  
拂フベシ。一シ又利分ノ拂時ニ至リテ政府ニテ  
此紙幣ヲ買上ケ利分ヲ拂フコトヲ節儉<sup>シ得</sup>不<sup>レ</sup>得。一シ此  
慶置ヲ為ス。一付バンクヨリ真實<sup>ニ</sup>守リ一秘密ヲ  
漏サレルノ約ニテ政府ノ助ヲナスベシ  
大ナル紙幣ハモ調印ヲ記スベシト思フ。一ナリト  
雖モ必ず切要ナリト云フ。一アラス  
政府ニテ利分ナキ小紙幣<sup>數</sup>十分ニ發行スレバ別  
ニ大紙幣ヲ發行スル。一及ハズ然レトモ急迫ニ具ヘ  
ニガ為ニ大紙幣ヲ造リ置クコトヲ好トス。一且其大

紙幣ハ政府ノ免許ニ從ヒ<sup>本</sup>實價ヨリ貴キ價交ハ<sup>本</sup>實價ヨリ卑キ價ニテ之ヲ支那亞米利加又ハ龍敦ニテ賣拂ハントスルコトヲ得ベシ

通用ノ金札此紙幣ヲ以テハ全ク之ヲ政府ニ賣上ゲベシ但シ此代幣ハ政府ニテ粗稅拂方ニ付<sup>常</sup>實價ヲ以テ收納スベシ

其紙幣ノ内江戸ニテ拂フベキ高ト大坂ニテ拂フベキ高トヲ別ニ設クベシ此法ニテ大坂ノ紙幣ハ多クハ大坂ニ留マリ別段ニ都合ヨキコトアルシアラザレバ政府<sup>ヨリ</sup>江戸ニ於テ之ヲ拂出ササルベシ

其紙幣ノ一面ハ日本語ニテ說明シ又一面ハ英語ヲ以テ說明スベシ

外國ハ<sup>ハ</sup>シクニテ用フル方法ニテ紙幣ノ事ヲ記スル帳面ヲ設クベシ但シ其帳面ノ委細ノ事ハ余之ヲ說明スベシ○此帳面ハ紙幣<sup>ハ</sup>板行スルコトヲ常トス○舊紙幣ノ廢減シタルモノハ長官數人ノ目前ニテ之ヲ燒捨<sup>テ</sup>其立合ノ長官ノ姓名及其他委細ノ事ヲ帳面ニ書留ムベシ但シ此等ノ事ハ必要ナラハ後日余ニテ委細ニ述フベシ紙幣ヲ造ルニ用フル紙ハ速ニ之ヲ亞米利加ヨリ

（謎）  
此の六名文  
ノ書揚歌

取寄セ女費用等ノ委細ヲモ知ルコトヲ得ルシ又  
ハ亜采利加政府ノ用フルニ均シキ紙ヲ送ル事ヲ  
取扱フニキアセント役ヲ任ズルノ命ヲ下シ得ベシ  
日本ノ為ニ必要ナル所ハ各種ノ紙幣ニ付日本文  
字ヲ設クベキコトナリ

セントノ小紙幣ハ女價ニ準ジ大サヲ変スベシト雖  
モ五ドルララル十ドルラル二十ドルラル廿五ドル  
ラル五十ドルラル百ドルラル等ノ紙幣ハ皆同  
一ノ大サトナリシ但女色ヲ変スベシ又五百ドル  
ラル千ドルラル五千ドルラル一萬ドルラルノ大紙

幣モ其大サハ同一ニシテ只他ノ紙幣ヨリモ大ナラ  
シメ女利分ヲ書留ムル場ヲ設ケ置クベシ又女色  
ヲ変スベシ

余ハ何程ノ紙ヲ訛ラベキヤヲ知ラズ女入用ナル  
数ハ政府ニテ定ムベシ  
先ツ左ノ数ヲ得テ然ル後更ニ必要ナル丁アラバ  
再ビ取寄スベシ

五セント

百万ドルラル丈

十セント

同

二十セント

同

二十五セト

五十セト

司

全数五百萬トルラ  
セト紙幣

トルラル紙幣

五トルラ

百萬トルラ

十トルラ

口

二十トルラ

口

廿五トルラ

口

五十トルラ

口

百トルラ

口

全数六百萬トルラ

右如三

但シ利分ナキ紙幣千百萬トルラトナルナリ

利分アル紙幣ハ各種百萬トルラニツ、ニテ全数四

百萬トルラナルベシ

